

「秘密の電子的漏洩の最前線を学ぶ会」参加募集

事務局

1. はじめに

「秘密の電子的漏洩の最前線を学ぶ会」では、オープンセミナーでは語れない深い知識を定期的に提供するため、営業秘密保護推進研究会の会員様（正会員、個人会員）からの参加者を募集しています。

2. 取り扱うテーマ

秘密の電子的漏洩の最前線を学ぶ会では、次の5つのテーマについて、毎年同じ時期（春：4月、夏：7月、秋：10月、冬：1月を予定）に、その年の旬な最新情報（毎年1回のアップデート）をディスカッション形式で提供していきます。

- ① 《人による漏洩》注目すべき事件（産業スパイ事件含む）、裁判例とそのポイントの解説【春のテーマ】
情報提供依頼先の例示¹： 警察庁、弁護士/弁理士事務所、有識者等
- ② 《サイバー空間》外部からのサイバー攻撃による営業秘密漏洩は、どのような手口で実施されるのか？【春のテーマ】
情報提供依頼先の例示¹： 警察庁、JPCERT/CC、IPA、セキュリティソリューションベンダー等
- ③ 《人による漏洩》事案（立件する/しないに係らず）に係る相談・捜査の傾向、相談・捜査に向けた準備の失敗例とベストプラクティスの共有【夏のテーマ】
情報提供依頼先の例示¹： 警察庁等
- ④ 《サイバー空間》今のような攻撃集団が活発に、営業秘密を狙う外部からのサイバー攻撃を行っているのか？【夏のテーマ】
情報提供依頼先の例示¹： セキュリティソリューションベンダー、有識者、IPA 等
- ⑤ 《共通》営業秘密漏洩に対し、どのような対策・対応をすれば効果が得られるのか？【秋のテーマ】
情報提供依頼先の例示¹： 警察庁、IPA、JPCERT/CC、セキュリティソリューションベンダー、弁護士/弁理士事務所等

¹ 依頼方針を例示したものであり、確定はしておりません。

なお、冬には有識者を招聘し、90分～120分を目安として、オープンセミナーでは語りきれない詳細で実務的な内容の講義（以後、「有識者講義」）を提供します。この有識者講義については、勉強会参加者の聴講を優先しますが、これに限定しません（参加者を増やすツールとして役立てるため）。

3. 産官学による意見交換会の設置（勉強会参加会員限定）

秘密保護の現場改善（民間企業）・現場に則した施策/対応推進（行政・JPCERT/CC・ソリューションベンダーマネージャー・弁護士等）・ニーズに沿う人材育成（大学等）を一体的に進めるべく、産官学による意見交換会を開催し、各セクターの取組み向上に役立てます。

4. 参加資格・参加条件

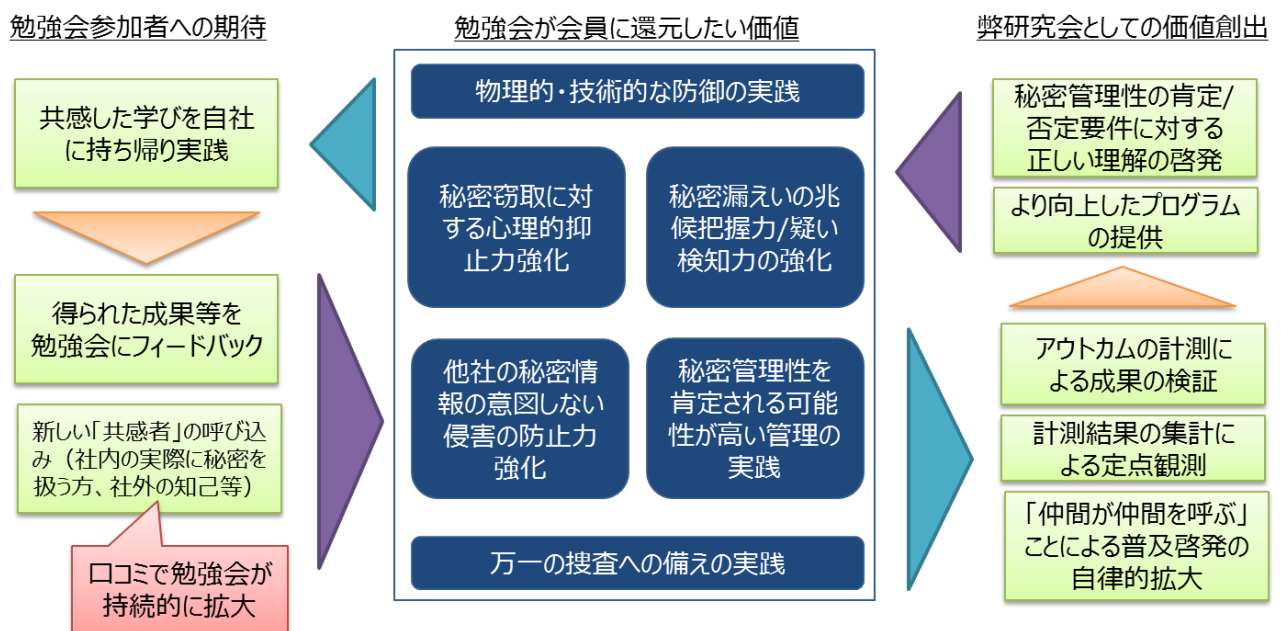
「営業秘密を自ら取扱う会員」と「営業秘密保護に係るサービス/対策ソリューションを提供する会員」が参加資格を持つものとします。

但し、弊研究会が目指している6つの啓発目標（会員による「物理的・技術的な防御の実践」「秘密窃取に対する心理的抑止力強化」「秘密漏えいの兆候把握力/疑い検知力の強化」「他社の秘密情報の意図しない侵害の防止力強化」「秘密管理性を肯定される可能性が高い管理の実践」「万一の捜査への備えの実践」の実現）に賛同・共感し、ご協力いただくことを参加条件といたします²。このため、参加を希望される会員各位には、別紙に示す内容の誓約書をご提出いただきます。また、会合の内容については、公知の情報を除き、チャタムハウスルール³を適用するものとします。

² 勉強会の内容・運営にご共感いただけない場合は、参加後であっても自由に脱会できるものとします。

³ チャタムハウスルール（Chatham House Rule）：王立国際問題研究所が起源の会議参加者の行為規範。本ルール適用の宣言の下で運営される会議では、当該会議で得られた情報を利用できるが、その情報の発言者やその他の参加者の身元および所属に関して秘匿する（明示的/黙示的を問わず明らかにしない）義務を負うというルール。（出展：<https://www.chathamhouse.org/about/chatham-house-rule>）

【弊研究会が目指している6つの目標とその持続的発展スキーム】



5. 参加費

外部から招聘するパネリストや講師への謝金・旅費、印刷費等の実費を分担するため、年1回、勉強会への参加費を申し受けます。参加費の徴収は、ご希望に基づき請求書または口座振込（振込料は各自でご負担ください）で実施します。なお、年度途中で参加/退会された場合は、参加された勉強会の回数に基づいて参加費を徴収/精算させていただきます。

- 法人会員 2万円/年
- 個人会員 5千円/年（但し、学生は無料）
- 賛助会員 参加無料

また、有識者講義のみに参加する方は、1回あたり2,000円の参加費をお支払いいただきます（会場にてお支払い下さい）。

6. 参加者の除名

参加者が次のいずれかに該当する場合は、「秘密の電子的漏洩の最前線を学ぶ会」を退会していただきます。

- (1) 本会の運営を著しく阻害する行為またはこれに類似する行為があったとき
- (2) 会合の内容について、明らかにチャタムハウスルール³に反する方法で公表する行為またはこれに類似する行為があったとき
- (3) 参加費を1年以上滞納したとき

7. 本勉強会への参加申込み

まだ、弊研究会にご加入いただいていない場合は、入会申込み（法人会員または個人会員）を行って下さい。入会申込みの方法、入会申込書のダウンロードや規約等の確認については、弊研究会の Web サイトをご確認ください。

<http://www.apptras.org/entry-bevj8>

次に、弊研究会 Web サイトから参加申込みフォームをダウンロードし、必要事項をご記入の上、e-mail または Fax でお申込みください。

参加申込書等の公開場所（ダウンロード可）：<http://www.apptras.org/working-01-a>

申込先：(e-mail) office@apptras.org (Fax) 03-5275-6655

なお、弊研究会への入会申込みと、本勉強会の参加申込みを同時にご送付いただくことは可能です。

8. 参加者名簿の取扱い

本勉強会の参加者名簿は外部には一切開示いたしません。

9. 「秘密の電子的漏洩の最前線を学ぶ会」事務局メンバーの募集

本勉強会を運営する事務局（当初は NTT データ経営研究所と ALSOK で構成）のメンバーを募集します。希望される会員の皆様は、営業秘密保護推進研究会事務局（<http://www.apptras.org/contact>）までご連絡をお願いします。

以上

(別紙)

【営業秘密を自ら取扱う会員の誓約事項】

- ① 以下の6つの目標を共有し、持続的発展に努めること。
 - 物理的・技術的な防御の実践
 - 秘密窃取に対する心理的抑止力強化
 - 秘密漏えいの兆候把握力/疑い検知力の強化
 - 他社の秘密情報の意図しない侵害の防止力強化
 - 秘密管理性を肯定される可能性が高い管理の実践
 - 万一の捜査への備えの実践
- ② 勉強会に参加することで納得感を得た対策や示唆等を自社に持ち帰り、その実践に積極的に取り組むこと。
- ③ 勉強会事務局から、②の取組みについて、何に取り組んだか、社内で受入れられたか、共感者は得られたか、何が問題になったか、効果は得られたか、得られた効果とは何か等について、情報提供を依頼することがある。依頼を受けたら、可能な範囲を明示して対応すること⁴。
- ④ 勉強会活動から共感を得た参加者は、社内（特に、秘密を自ら取り扱う方）または社外から、新たに勉強会で学んでほしい人を連れてきて、勉強会に参加させること。
- ⑤ 会合の内容の取扱いについて、公知の情報を除き、チャタムハウスルール³を遵守すること。

⁴勉強会運営及び弊研究会の啓発活動の持続的向上のために活用するものであり、その他の目的には一切使用いたしません。

【営業秘密保護に係るサービス/対策ソリューションを提供する会員の誓約事項】

- ① 以下の6つの目標を共有し、その啓発活動に協力すること。
 - 物理的・技術的な防御の実践
 - 秘密窃取に対する心理的抑止力強化
 - 秘密漏えいの兆候把握力/疑い検知力の強化
 - 他社の秘密情報の意図しない侵害の防止力強化
 - 秘密管理性を肯定される可能性が高い管理の実践
 - 万一の捜査への備えの実践
- ② 勉強会のディスカッションに積極的に参加し、自社ソリューションの紹介に拘らず、営業秘密を自ら取扱う会員の実践に資する実務的な知見・ノウハウを提言すること。
- ③ 会合の内容の取扱いについて、公知の情報を除き、チャタムハウスルール³を遵守すること。

以上